

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画改定の背景

- 本県では、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための基本的な目標や具体的な方策を明らかにした「徳島県ひとり親家庭等自立促進計画」を平成27年3月に改定し、国や市町村、関係機関等と緊密に連携しながら、ひとり親家庭や寡婦の自立促進に向けた総合的な施策を推進してきました。
- 現計画の策定からこれまでの間、国において定められた「子どもの貧困対策に関する大綱」等に基づき、ひとり親家庭の子どもへの学習支援、ひとり親への就労支援のほか、児童扶養手当の機能充実、幼児教育・保育の段階的無償化、給付型奨学金などの経済的支援といった施策の充実を図ってきました。
- しかし、国がまとめた平成28年国民生活基礎調査の結果では、子どもの貧困率は13.9%と、3年前の前回調査から2.4ポイント低下し、数値的にはやや改善に向かっていますが、大人が一人で子どもを育てている世帯に限った場合の貧困率は50.8%と、依然として5割を超えている状況です。
- さらに、平成28年度全国ひとり親世帯等調査の結果では、平均年間収入は、母子世帯が348万円、父子世帯が573万円となっており、この額を平成28年国民生活基礎調査における児童のいる世帯の平均所得と比べると、母子世帯は約5割、父子世帯は約8割となっており、ひとり親家庭は経済的に厳しい状況にあります。
- このような状況を踏まえ、国においては、「子どもの貧困対策に関する大綱」の見直しを行っており、児童の権利条約の精神にのっとり「子どもの最善の利益」が優先考慮され、「ひとり親世帯の貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学進学率」などを貧困の指標とした「子どもの貧困」解消に向けた支援の充実が求められています。
- ひとり親は子育てと生計維持を一人で担わなければならないため、子育てや日常生活への支援の必要性が高く、身近に相談する相手がない孤立感を抱えやすい状況にあることから、地域全体でひとり親家庭を見守り、支援に繋げていくことが求められています。また、子どもたちに対しては、夢をカタチにするためのキャリアプラン形成や学習支援など、社会的に自立するための支援の重要性が高まっています。
- こうした、ひとり親家庭を取り巻く様々な課題に適切に対応し、さらには、国の動きを注視し、ひとり親や寡婦、将来におけるひとり親家庭の子どもたちの自立に向けて、今、なすべき方向性と施策について、徳島県ひとり親家庭等自立促進計画を改定します。

## 2 ひとり親家庭の現状

### (1) ひとり親世帯数の推移(徳島県)

近年、世帯数は、母子世帯、父子世帯ともに減少傾向にあります。

年次	全世帯数	母子世帯数		父子世帯数	
平成5年	267,617	5,914	(2.21%)		
平成10年	285,580	6,038	(2.11%)	992	(0.35%)
平成15年	297,021	7,506	(2.53%)	1,078	(0.36%)
平成20年	305,928	8,827	(2.89%)	1,120	(0.37%)
平成25年	306,933	8,797	(2.87%)	1,179	(0.38%)
平成30年	309,164	8,269	(2.67%)	1,035	(0.33%)

( )は、全世帯数に占める割合

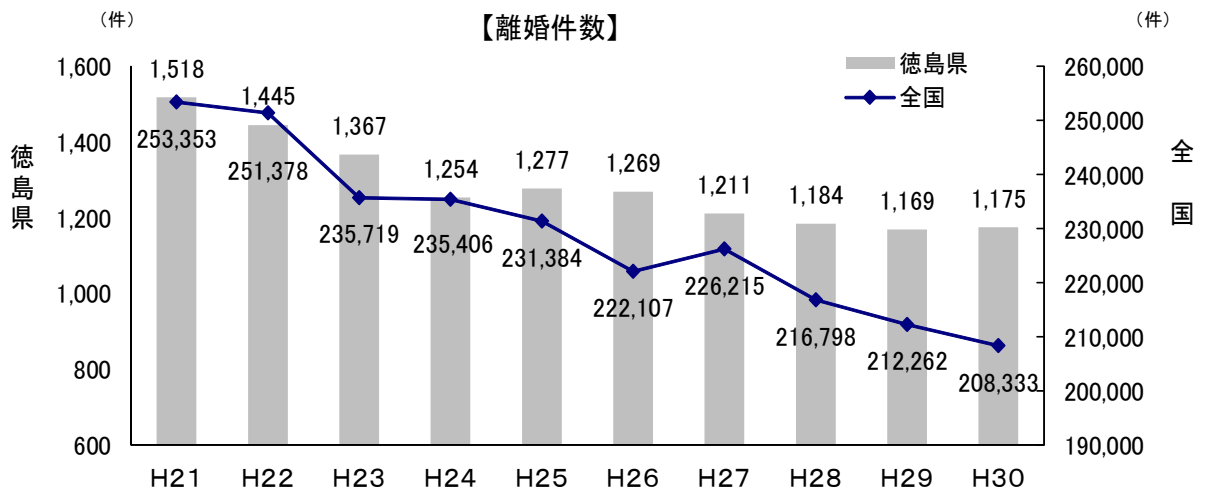
全世帯数：10月1日現在 徳島県統計書より(H30は推計)

母子・父子世帯数：県こども未来応援室調べ

### (2) 離婚件数等の推移

ひとり親になった要因として、離婚によるものが約9割を占めています。

離婚件数は、全国、本県ともに減少傾向にあります。



厚生労働省人口動態統計より

### 3 計画の位置づけ

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づき、ひとり親家庭等自立支援施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めます。

### 4 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、今後の社会情勢の変化に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による、母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象とし、使用する用語の定義は次のとおりとします。

母子家庭	現に20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子とその児童の家庭
父子家庭	現に20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子とその児童の家庭
寡婦	配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのある者
ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	母子家庭、父子家庭及び寡婦